

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所新潟支所酒田出張所
部署の業務内容	酒田港に輸入される木材、コンテナ貨物等の植物類の検査など

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	会議や研修等で周知された情報や外部からの照会内容等をその都度職員2名で共有し、また全職員に周知されている「電話対応マナー」の資料を参考に、より丁寧、誠実、親切な対応となるよう心がけている。本年4月からの「問い合わせ管理システム」により全所で照会情報の共有化が図られることになっている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	外部から苦情、要請等があった場合は速やかに上部機関と協議の上対応することとしている。本年4月からの「問い合わせ管理システム」により全所で照会情報の共有化が図られることになっている。また、防疫所でも4月からの「外部からの提供情報管理マニュアル」により対応することになっている。しかし、苦情等はないが取組みや照会対応等についての評価は不明であり、より広くかつ積極的に外部からの声を汲み上げる方法の検討等も必要と思われる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	植物検疫に関する新たな制度の導入や変更等があった場合は説明会等を開催し、関係者に周知している。説明会等で出された意見等は反映できるよう上部機関に報告している。しかし、説明会での参集範囲はある程度限られること、出張所だけでその都度主体的に説明会を開催するには情報不足であったり、組織として対外的に不統一を招く恐れがある等の問題点がある。また、防疫所全体としてより広報の強化を図ったり、広く意見を積極的に汲み上げる方策等も必要と思われる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	植物検疫においては、病害虫の侵入・まん延を防止する業務を行うことにより、農業生産の安定を図っている。また、日々の業務の際は中立、公平に行うよう心がけている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入植物（穀類、豆類等）のくん蒸業務が該当と思われる。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	検疫対象病害虫の見直しやくん蒸方法の見直し等が行われた。 検査で不合格となりくん蒸を実施する場合は、薬量、時間等の基準を遵守しており、農薬取締法に従った使用方法等を遵守している。また、検査の際の業務点検を2名の検査官で相互に実施している。なお、平成21年度から内部業務監査が実施されることになっている。なお、出張所では他所の行う食の安全業務の情報について十分把握していない部分もあり、情報交換や研修等の強化を図るなどの検討も必要と思われる。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映	特になし		
			
			